

福島県教育委員会平成24年9月定例会会議抄録

1 日 時	平成24年9月14日(金) 午後1時30分
2 場 所	教育委員室(県庁西庁舎9階)
3 出席委員	遠藤委員長、2番 境野委員、3番 日下委員、4番 高橋委員
4 議事内容及び経過	
(1) 開 会	午後1時30分、委員長から9月定例会の開会が告げられた。
(2) 会議録署名委員の指名	委員長から、境野委員、日下委員が会議録署名委員として指名された。
(3) 会 期 の 決 定	委員長より、会期は本日1日とする旨の発言があり、これについて諮ったところ、全員異議なく決定した。
(4) 記 録 係 の 指 名	委員長から武田副主査が指名された。
(5) 教育長提案理由説明	委員長から教育長に提出事件について説明を求めた。
	教育長から提出議案について次のとおり概要説明があった。
	(説明概要)
	議案第1号は、平成25年度の県立中学校入学者選抜の基本方針を定めようとするもの。
	議案第2号は、平成25年度の県立高等学校入学者選抜の基本方針を定めようとするもの。
	議案第3号は、平成25年度の県立特別支援学校高等部入学者選抜の基本方針を定めようとするもの。
	議案第4号は、平成24年度9月補正予算のうち教育委員会に係る予算案について諮るもの。
	議案第5号から議案第8号は、県立学校の災害復旧工事等に係る工事請負契約案について諮るもの。
	議案第9号は、福島県教育委員会表彰規程に基づく平成24年度教育・文化関係表彰の被表

<p>(6) 会議の非公開</p>	<p>彰者を決定しようとするもの。</p> <p>議案第10号は、教育職員免許法の規定に基づき教育職員免許状を取り上げようとするもの。</p> <p>議案第11号は、平成25年度の福島県公立学校実習助手及び福島県公立学校寄宿舎指導員採用試験の実施に当たり、採用予定者数について諮るもの。</p> <p>議案第12号は、地方公務員法の規定に基づき、教職員に対する懲戒処分を行おうとするもの。</p> <p>協議事項は、第6次福島県総合教育計画の見直しに係る視点や方向性について協議するもの。</p> <p>ここで、委員長から、本日の審議のうち、議案第4号以降の議案について、非公開として審議したい旨の発言があり、これについて諮ったところ、全員異議なく決定し、非公開とされた。</p>
<p>(7) 議案審議 議案第1号 ～ 議案第3号</p>	<p>平成25年度福島県立中学校入学者選抜について（議案第1号）義務教育課長より、平成25年度福島県立高等学校入学者選抜について（議案第2号）高校教育課長より、平成25年度福島県立特別支援学校高等部入学者選抜について（議案第3号）特別支援教育課長より説明があり、以下の質疑応答の後、全員異議なく原案のとおり可決した。</p> <p>委員：3点質問したい。まず、議案第1号資料中基本方針の2について、第1段落目の「かつ」以下の部分で定員を下回り、余りが生じることから、第2段落目の「次に」以降の部分でその他の者を決定すると理解して良いか。</p> <p>次に、議案第2号資料中基本方針のⅠ期選抜の3について、「定員枠については、県教育委員会が定める範囲の中で」各高等学校が設定するとあるが、定員枠を定める具体的な手順を伺いたい。</p> <p>次に、同資料中基本方針のⅡ期選抜の5について、ただし書きで「上記（2）に</p>

<p>(8) 協 議</p>	<p>より実施する場合には、学力検査の特定の教科への傾斜配点及び自己申告による傾斜配点は実施しないものとする」とあるが、(1)の場合は同様の傾斜配点が実施されると理解して良いか。</p> <p>義務教育課長：1点目については、まず、適性検査、作文等の成績と調査書の記載事項等の両方を満たす者を合格とし、残りはどちらか一方を満たしていない者を面接の結果等も踏まえ、総合的に判定して定員までを合格としている。</p> <p>高校教育課長：まず、2点目のI期選抜定員枠については、10月定例会で次年度の募集定員を決定していただくことになるが、そこで決まった募集定員の10%～40%を入試の実施要綱に基づき各学校で設定することになる。なお、40%を超える定員枠とする場合には当課と協議した上で設定することになっている。</p> <p>次に、3点目の傾斜配点についてだが、基本的に入試問題の採点に当たっては各学校で傾斜配点ができる仕組みになっている。各学校それぞれの判断で各教科ごとに審議して決めることとしている。ただし、5の(2)の「学力検査と調査書の成績の比重を変える場合」には、傾斜配点を実施すると二重に比重をかけることとなるので、傾斜配点を実施しないこととしている。</p> <p>第6次福島県総合教育計画の見直しについて(協議事項)、教育総務課長より説明があり、以下の質疑応答の後、全員異議なく了承した。</p> <p>委員：提案として、教育広聴会は例年開催しているが、大人の意見だけではなく、高校生たちの意見を聴くような機会も別にあった方が良いのではないか。</p> <p>教育総務課長：検討したいと思う。また、教育広聴会についても、子どもたちに参加してもらい、</p>
----------------	--

<p>(9) 前 回 会 議 録 の 承 認</p> <p>(10) 議 案 審 議</p> <p>議 案 第 4 号</p> <p>議 案 第 5 号</p> <p>～</p> <p>議 案 第 8 号</p>	<p>意見を述べていただくような機会に使いたいと考えている。</p> <p>委員：広聴会の回数は年にどの程度か。</p> <p>教育総務課長：回数は年によってまちまちである。平時であれば県内3か所で広く実施するケースもあるが、前回、第6次計画を策定した際には県内1か所で実施していた。今のところ、今回も1か所に絞って実施する方向で考えている。</p> <p>委員長：広聴会は色々な立場の人が集まって、それぞれの意見を聴く形であったと思うが、個別に行う場合、全体で行う場合のメリットは何か。</p> <p>教育総務課長：一長一短あると思うが、メリハリをつけなければならないと思っている。県内全域で幅広く聴くという観点ではパブリックコメントという形を執ることから、場所と予算的な観点も含めてコストパフォーマンスを考えると、1か所に集まって行う広聴会という形を執る場合には、子どもたちの意見を聴く場所にするなど、メリハリをつけなければならないと考えている。</p> <p>これ以降の審議については、会議の冒頭で決定されたとおり非公開とされた。</p> <p>委員長が、平成24年8月定例会会議録について承認を求めたところ、全員異議なく承認した。</p> <p>平成24年度9月補正予算案（教育委員会関係部分）について（議案第4号）、財務課長より説明があり、全員異議なく原案のとおり可決した。</p> <p>工事請負契約案について、財務課長より福島高等学校災害復旧工事（議案第5号）、保原高等学校災害復旧工事（議案第6号）、安積黎明高等学校災害復旧工事（議案第7号）及び勿来工業高等学校校舎改築工事（議案第8号）に係る工事請負契約案について説明があり、全員異</p>
--	---

<p>議案第 9 号</p> <p>議案第 10 号</p> <p>議案第 11 号</p> <p>議案第 12 号</p> <p>(11) 次回の日程</p> <p>(12) 閉会</p>	<p>議なく原案のとおり可決した。</p> <p>平成24年度教育・文化関係表彰について（議案第9号）、職員課長より説明があり、全員異議なく原案のとおり可決した。</p> <p>教育職員の免許状の取上げについて（議案第10号）、義務教育課長より説明があり、全員異議なく原案のとおり可決した。</p> <p>平成25年度福島県公立学校実習助手採用予定者数及び平成25年度福島県公立学校寄宿舎指導員採用予定者数について（議案第11号）、高校教育課長及び特別支援教育課長より説明があり、全員異議なく原案のとおり可決した。</p> <p>福島県教育庁事務職員の懲戒処分について（議案第12号）、職員課長よりセクシュアル・ハラスメントに係る処分案について説明があり、全員異議なく原案のとおり可決した。</p> <p>平成24年10月19日（金）午後1時30分に定例会を開会することが決定された。</p> <p>午後3時8分閉会となった。</p>
<p>上記の記録の正確なことを認め、ここに署名する。</p> <p>平成24年10月19日</p>	